第６期阿蘇市障がい福祉計画
第２期阿蘇市障がい児福祉計画

◀ 概要版 ▶

障がいがあってもなくても、
互いに人格と個性を尊重し、
ともに歩む社会の実現

令和３年３月
熊本県　阿蘇市

▼計画策定の趣旨と基本理念について

第６期阿蘇市障がい福祉計画及び第２期阿蘇市障がい児福祉計画は、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障害児通所支援」等の**サービスを計画的に確保することを目的とした計画**です。

本計画では、"障害者基本法"及び"熊本県障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例"の理念を踏まえて「阿蘇市障がい者計画」に掲げる**「障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現」**という基本理念を共有します。

また、以下の２つの基本原則（障害者基本法第３条及び第 ４ 条）に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、共生社会の実現に向け、障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

- ▼障がいのある人が、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- ▼障がいのある人が、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らすことができるようにします。
- ▼障がいのある人が、言語やその他のコミュニケーション手段（点字、手話、要約筆記、筆談）を選べるようにします。

差別のない安心して暮らせるまち

- ▼障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくります。
- ▼社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障がいのある人がいる場合、障がいのない人と同じように社会生活を送れるような環境づくりに取り組みます。（合理的配慮）

▼計画の位置づけ

国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「阿蘇市総合計画」及び「阿蘇市障がい者計画」をはじめ、「阿蘇市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合性を考慮のうえ策定します。また、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体とした計画として策定します。

阿蘇市総合計画

阿蘇市地域福祉計画

- 阿蘇市障がい者計画
- 阿蘇市障がい福祉計画
- 阿蘇市障がい児福祉計画

- 障害者基本法
  障害者総合支援法
- 障害者基本計画
- 熊本県障がい者計画
- 熊本県障がい福祉計画
  （含障がい児）

関連する市の分野別計画

- 阿蘇市子ども・子育て支援事業計画
- 阿蘇市健康増進計画
- 阿蘇市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

▼障がい者計画との関係

	障がい者基本計画 （市町村障がい者計画）	障がい福祉計画 （市町村障がい福祉計画）	障がい児福祉計画 （市町村障がい児福祉計画）
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 （計画期間は３年）	障がい児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画 （計画期間は３年）
根拠法	障害者基本法 （第 11 条第３項）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 88 条第１項）	児童福祉法 （第 33 条の 20 第１項）
国	障害者基本計画（第４次） 計画期間： H30 年度～R4 年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）	
県	熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」 第５期計画期間： H27 年度～R2 年度	熊本県障がい福祉計画 第５期計画期間： H30 年度～R2 年度	熊本県障がい児福祉計画 第１期計画期間： H30 年度～R2 年度
市	**阿蘇市障がい者計画** 計画期間：H30　年度～R5 年度	**阿蘇市障がい福祉計画** 第５期計画期間： H30 年度～R2 年度	**阿蘇市障がい児福祉計画** 第１期計画期間： H30 年度～R2 年度

▼サービス等の提供体制の確保についての考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保していきます

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

相談支援の提供体制を確保していきます

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会の設置等

障がい児支援の提供体制を確保していきます

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

▼令和5年度の成果目標及び活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標及び活動指標を設定します。目標及び指標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1.福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行者数 → **5人** ※令和5年度末まで

施設入所者数の削減数（地域生活移行者も含む） → **2人** ※令和5年度末まで

2.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 → **阿蘇圏域で 年間1回**

保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 → **年間14人**

保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 → **阿蘇圏域で 年間1回**

精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

	項目	令和３年度	令和4年度	令和５年度
活動指標	地域移行支援	1人/月	1人/月	1人/月
	地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
	共同生活援助	2人/月	2人/月	2人/月
	自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月

3.地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	項目	令和３年度	令和4年度	令和５年度
活動指標	地域生活支援拠点等の設置カ所数	1カ所	1カ所	1カ所
	検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

4.福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設からの一般就労移行者数 → **8人** ※令和5年度末までに
- 就労移行支援２人
- 就労継続支援Ａ型４人
- 就労継続支援Ｂ型２人

就労定着支援事業の利用者数 → **6人** ※令和5年度末までに

5.障がい児支援の提供体制の整備等

	児童発達支援センター	保育所等訪問支援
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実	阿蘇圏域に1カ所を維持	支援体制を維持
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	阿蘇圏域に1カ所確保	

	協議の場の設置	コーディネーターの配置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	阿蘇圏域に1カ所	阿蘇圏域に1人

6.相談支援体制の充実・強化等

	項目	令和３年度	令和4年度	令和５年度
活動指標	総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

7.障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

	項目	令和３年度	令和4年度	令和５年度
活動指標	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	1人	1人	1人
	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析及びその結果を活用し事業所等と共有する体制の有無	有	有	有
	(共有する体制が有の場合)それに基づく実施回数	1回	1回	1回

8.発達障がい者等に対する支援

	項目	令和３年度	令和4年度	令和５年度
活動指標	ペアレントトレーニング※1やペアレントプログラム※2等への受講者数	6人	17人	17人
	ペアレントメンター※3の人数	0人	0人	1人
	ピアサポート活動※4への参加人数	0人	11人	11人

※1　発達障がいのある子どもの家族向けに開発。保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方を学んだりすることにより、子供の問題行動を減少させることを目標とするもの。

※2　育児に不安がある保護者などを、地域の支援者(保健師、保育士、子育て支援センター職員、通所療育支援事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。地域での普及を図るためより簡易なプログラムとなっている。

※3　発達障がいの子どもを育てた経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して話を聞いたり、情報を提供したりする活動を行う人。

※4　発達障がいの子を持つ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行います。

▼障害福祉サービスの必要量見込み

国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、アンケート調査等により見込量を算出しています。

分類	サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	人/月	41	42	43
		時間/月	447	458	469
	重度訪問介護	人/月	1	1	1
		時間/月	16	16	16
	同行援護	人/月	5	5	5
		時間/月	56	56	56
	行動援護及び重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人/月	97	98	100
		人日/月	1,940	1,960	2,000
	自立訓練（機能訓練）	人/月	2	2	2
		人日/月	20	20	20
	自立訓練（生活訓練）	人/月	4	4	4
		人日/月	52	52	52
	就労移行支援	人/月	12	13	14
		人日/月	144	156	168
	就労継続支援（A型）	人/月	34	35	36
		人日/月	612	630	648
	就労継続支援（B型）	人/月	64	66	68
		人日/月	1,152	1,188	1,224
	就労定着支援	人/月	2	4	6
	療養介護	人/月	13	13	13
	短期入所（ショートステイ）【福祉型】	人/月	21	22	23
		人日/月	84	88	92
	短期入所（ショートステイ）【医療型】	人/月	1	1	1
		人日/月	1	1	1
居住系サービス	自立生活援助	人/月	1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）	人/月	72	74	76
	施設入所支援	人/月	67	66	65
相談支援	計画相談支援	人/月	37	39	40
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1	1
障害児通所支援	児童発達支援	人/月	107	115	123
		人日/月	535	575	615
	医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
		人日/月	4	4	4
	放課後等デイサービス	人/月	172	185	198
		人日/月	1,118	1,203	1,287
	保育所等訪問支援	人/月	81	85	89
		人日/月	8	9	9
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
		人日/月	4	4	4
障害児相談支援		人/月	52	57	62
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数		人	0	0	1

▼地域生活支援事業の必要量見込み

障がいのある人の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	件/月	180	180	180
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3
意思・疎通支援事業	人/年	7	7	7
	件/月	2	2	2
日常生活用具給付事業	件/年	200	200	200
移動支援事業	時間/月	52	52	52
地域活動支援センター事業	人/年	90	94	98
訪問入浴サービス事業	人/月	5	5	5
	人日/月	38	38	38
日中一時支援事業	人/月	23	24	25
	人日/月	99	104	110
自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1

▼サービス見込み量等確保のための方策

1.サービス内容・利用方法等の周知徹底

障がいのある人が適切に利用できるよう、サービスの実施内容、利用手続き等について、市の広報紙やホームページ等を活用し分かりやすくお知らせするとともに、情報提供体制の拡充を図ります。

2.相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、県と連携しサービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図り、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

3.施設入所者等の地域生活移行の支援の充実

本人の意思に基づいて地域生活に移行できるよう、グループホーム等の居住の場の確保について事業者と連携し基盤整備を進めていきます。精神障がいのある人については、医療機関等との連携のもと、地域生活を支えるサービスの提供基盤の整備にも努めます。また、地域住民の障がいのある人に対する正しい理解を促すとともに、お互いが支え合い助け合う地域福祉活動への参加を働きかけていきます。

4.障がい者の就労支援

就労移行支援事業や就労継続支援事業等のサービス提供の基盤整備を関係する事業者との連携により進めていきます。また、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大し、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

5.計画推進体制の充実

PDCA サイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Act：改善）の手法に基づき、障がい福祉施策の課題解決に向けてあらゆる分野、領域に関係する庁内関係各課と連携・調整のもとで総合的・効果的な取組を推進します。また、国、県、関係機関等との連携で、広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取組む等効果的な推進を図ります。

■発行年月：令和３年３月
■編集：阿蘇市　市民部　福祉課
〒869-2695　熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地１
電話：0967-22-3167（直通）
FAX：0967-35-4114